

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4869923号
(P4869923)

(45) 発行日 平成24年2月8日(2012.2.8)

(24) 登録日 平成23年11月25日(2011.11.25)

| (51) Int. Cl. | F I |
|----------------------|-----------------|
| G06Q 20/26 (2012.01) | G06F 17/60 404 |
| G06Q 20/40 (2012.01) | G06F 17/60 414 |
| G06Q 20/12 (2012.01) | G06F 17/60 422 |
| G06Q 30/06 (2012.01) | G06F 17/60 310E |

請求項の数 29 (全 19 頁)

| | | | |
|---------------|-------------------------------|-----------|--|
| (21) 出願番号 | 特願2006-515555 (P2006-515555) | (73) 特許権者 | 503295921 |
| (86) (22) 出願日 | 平成16年6月25日 (2004.6.25) | | イーワイズ システムズ プロプライエタリー リミテッド |
| (65) 公表番号 | 特表2007-520772 (P2007-520772A) | | オーストラリア ニュー サウス ウェールズ 2060 ノース シドニー アーサー ストリート 132 レヴェル 14 |
| (43) 公表日 | 平成19年7月26日 (2007.7.26) | (74) 代理人 | 100082005 |
| (86) 国際出願番号 | PCT/AU2004/000846 | | 弁理士 熊倉 禎男 |
| (87) 国際公開番号 | W02004/114168 | (74) 代理人 | 100067013 |
| (87) 国際公開日 | 平成16年12月29日 (2004.12.29) | | 弁理士 大塚 文昭 |
| 審査請求日 | 平成19年6月25日 (2007.6.25) | (74) 代理人 | 100086771 |
| (31) 優先権主張番号 | 2003903229 | | 弁理士 西島 孝喜 |
| (32) 優先日 | 平成15年6月25日 (2003.6.25) | (74) 代理人 | 100109070 |
| (33) 優先権主張国 | オーストラリア (AU) | | 弁理士 須田 洋之 |
| 前置審査 | | | |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 オンライン支払を容易にするためのシステム及び方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

顧客と売買業者との間のオンライン製品トランザクションのためのオンライン支払を容易にするシステムにおいて、

複数の異なる売買業者サイトとのインターフェイスをとるよう動作可能であり、前記売買業者サイトのうちの1つを介して開始されるように構成され、且つ金融機関アプリケーションへの接続を与えて、支払処理を可能にするように構成されたインターフェイス手段を備え、前記インターフェイス手段は、前記製品トランザクションが行われている前記売買業者サイトへと現在接続されている顧客コンピュータの、顧客の口座を有している金融機関の金融機関サイトへの新たな接続を、利用可能な金融機関サイトについての、前記インターフェイス手段を介してアクセス可能であるリストから前記顧客が行った選択に基づいて開始し、前記支払の処理を可能にするために顧客セキュリティデータを前記顧客コンピュータから前記金融機関アプリケーションによって取得できるようにするエージェントアプリケーションを備え、前記エージェントアプリケーションは、前記売買業者サイトから受信したトランザクションの明細を前記金融機関サイトに自動的に入力し、前記製品トランザクションの支払いのために売買業者口座への支払いを可能にするように構成され、さらに、一旦、前記金融機関サイトによって支払いが処理されると、前記金融機関から受信される、処理された支払いのデータに基づいて、受領書を生成して前記売買業者に送信するように構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記エージェントアプリケーションは、製品トランザクション中にリアルタイムで前記売買業者への前記支払を実行できるように構成された、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 3】

前記システムは、支払が行われたという確認を発生するために前記金融機関アプリケーションと前記売買業者システムとの間にセキュアな接続を与えるように構成された、請求項 2 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記トランザクション明細は支払額を含む、請求項 1 から 3 のいずれかに記載のシステム。

【請求項 5】

前記トランザクション明細は売買業者口座識別子を含む、請求項 4 に記載のシステム。

【請求項 6】

前記金融機関アプリケーションは、既知の既存の金融機関アプリケーションである、請求項 1 から 5 のいずれかに記載のシステム。

【請求項 7】

前記顧客セキュリティデータは、顧客が顧客のコンピューティングシステムを介して前記顧客セキュリティデータを入力できるようにすることにより得られる、請求項 1 から 6 のいずれかに記載のシステム。

【請求項 8】

前記顧客セキュリティデータは、前記アクセスできる記憶位置に記憶され、そして前記顧客セキュリティデータは、前記エージェントアプリケーションによって前記記憶位置から前記顧客のコンピューティングシステムを介して得られ、前記エージェントアプリケーションによって前記金融機関サイトに提供される、請求項 1 から 6 のいずれかに記載のシステム。

【請求項 9】

前記顧客セキュリティデータは、暗号化形態で記憶され、そして前記エージェントアプリケーションは、前記暗号化された顧客セキュリティデータを暗号解読するよう構成される、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記システムは、暗号化された顧客セキュリティデータを暗号解読するための暗号解読キーを記憶する記憶手段を備えた、請求項 9 に記載のシステム。

【請求項 11】

トランザクションのトランザクション明細を記憶するように構成されたデータベースを更に備えた、請求項 1 から 10 のいずれかに記載のシステム。

【請求項 12】

前記データベースは、売買業者がそれに関連したトランザクションの明細を得ることができるようにするために売買業者システムによりアクセスできるように構成された、請求項 11 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記データベースは、顧客がそれに関連したトランザクションの明細を得ることができるようにするために顧客コンピューティングシステムによりアクセスできるように構成された、請求項 11 又は 12 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記金融機関サイトは、インターネットを介して利用可能な金融機関インターネットバンキングのウェブサイトである請求項 1 から 13 のいずれかに記載のシステム。

【請求項 15】

前記エージェントアプリケーションは、インターネットバンキングウェブサイトをナビゲートし、前記支払いを可能にするために前記サイトの適切なフィールド中に前記トランザクションの明細を入力するように構成された、請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

10

20

30

40

50

前記エージェントアプリケーションは、支払いの受領書を生成し、これを売買業者サイトに提供するように構成された、請求項 14 又は 15 に記載のシステム。

【請求項 17】

顧客と売買業者との間のオンライン製品のトランザクションのためのオンライン支払を容易にするための方法において、

顧客コンピュータを売買業者サイトに接続するステップと、オンライン製品のトランザクションを実施するステップと、前記トランザクションのための支払いを処理するために金融機関アプリケーションへの接続を提供するステップとを備え、

前記トランザクションの間、前記売買業者サイトへと現在接続されている前記顧客コンピュータの、顧客の口座を有している金融機関の金融機関サイトへの新たな接続を、利用可能な金融機関サイトについての、インターフェイス手段を介してアクセス可能であるリストから前記顧客が行なった選択に基づいて開始するステップ、及び前記支払の処理を可能にするために顧客セキュリティデータを前記顧客コンピュータから前記金融機関サイトに提供するステップという、少なくとも 1 つの他の売買業者サイトと接続するよう動作可能である前記インターフェイス手段によって提供されるエージェントアプリケーションによって実施されるステップを有することを特徴とし、

前記エージェントアプリケーションは、前記売買業者サイトから受信したトランザクションの明細を前記金融機関サイトに自動的に入力し、前記トランザクションのために売買業者口座への支払いを可能にするように構成され、さらに、一旦、前記金融機関サイトによって支払いが処理されると、前記金融機関から受信される、処理された支払いのデータに基づいて、受領書を生成して送信するように構成されていることを特徴とする方法。

【請求項 18】

前記支払を行うステップは、製品トランザクション中に行われる、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

支払が行われたという確認を売買業者に与える前記ステップは、前記金融機関アプリケーションと売買業者サイトとの間にセキュアな接続を確立する段階を備えた、請求項 17 又は 18 に記載の方法。

【請求項 20】

前記トランザクション明細は支払額を含む、請求項 17 から 19 のいずれかに記載の方法。

【請求項 21】

前記トランザクション明細は売買業者トランザクション識別子を含む、請求項 20 に記載の方法。

【請求項 22】

顧客セキュリティデータを提供する前記ステップは、前記顧客が前記顧客のコンピューティングシステムを介して前記顧客セキュリティデータを入力できるようにする段階を備えた、請求項 17 から 21 のいずれかに記載の方法。

【請求項 23】

前記顧客セキュリティデータは、前記顧客コンピューティングシステムを介してアクセスできる記憶位置に記憶され、そして前記顧客セキュリティデータを提供する前記ステップは、前記記憶位置から前記顧客のコンピューティングシステムを介して前記顧客セキュリティデータを得ることを含む、請求項 17 から 22 のいずれかに記載の方法。

【請求項 24】

前記顧客セキュリティデータは、暗号化形態で記憶され、前記方法は、更に、前記顧客セキュリティデータを暗号解読するステップを備えた、請求項 23 に記載の方法。

【請求項 25】

暗号解読キーがリモートデータベースに記憶され、前記方法は、更に、暗号化された前記顧客セキュリティデータを暗号解読する前に前記暗号解読キーを得るステップを備えた、請求項 24 に記載の方法。

10

20

30

40

50

【請求項 26】

支払のトランザクション記録をデータベースに記憶するステップを更に備え、前記トランザクション記録は売買業者及び/又は顧客によるアクセスに利用できる、請求項 17 から 25 のいずれかに記載の方法。

【請求項 27】

前記金融機関サイトは、インターネットを介して利用可能な金融機関インターネットバンキングのウェブサイトである請求項 17 から 26 のいずれかに記載の方法。

【請求項 28】

前記エージェントアプリケーションがトランザクションの明細を前記金融機関サイトに入力するステップは、前記エージェントアプリケーションがインターネットバンキングウェブサイトナビゲートし、前記支払いを可能にするために前記サイトの適切なフィールド中に前記トランザクションの明細を入力するステップを含む、請求項 27 に記載の方法。

10

【請求項 29】

前記エージェントアプリケーションが、支払いの受領書を生成し、これを売買業者サイトに提供するステップを含む、請求項 28 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、オンライン支払を容易にするためのシステム及び方法に係り、より詳細には、ネットワークベースの売買業者サイトを経て購入する商品及び/又はサービスのためのオンライン支払を容易にするシステム及び方法に係るが、これに限定されない。

20

【背景技術】

【0002】

オンラインショッピングのユーザの理解に対する大きな障壁の1つは、売買業者サイトへクレジットカード番号のような支払明細を提示することについてセキュリティが欠如しているか又は少なくとも欠如していると思われることである。クレジットカードやデビットカードの明細を提示することに気が進まず、オンラインショッピングについて行った調査では、顧客の25%から75%が購入を完了せずに“ショッピングカート”を断念することが決定された。

30

【0003】

クレジットカード明細について顧客が売買業者サイトを信用していないこととは別に、購入を完了しない理由が他にもある。これらは、全てのオンライン消費者がクレジットカードを持っているのではないこと、及びクレジットカードを持っている者でも、クレジットの限度額に達しているかもしれないことも含む。

【0004】

公共料金の請求書のような請求のオンライン支払及び繰り返される支払については、顧客が開始する口座引き落としが知られているが、サイト側は、ユーザからの事前の永続的な許可を必要とし、これは、通常、オフラインメカニズムを通して編成される。この明確な許可がないと、売買業者のような第三者は、顧客からの資金にアクセスすることができない。このような構成は、設定が厄介で不便である。いずれにせよ、顧客は、彼らの資金にアクセスするために第三者に許可を与えることに著しく気が進まず、又、詐欺的行為や、そのような許可を取り消すのが困難なことも問題である。

40

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

現在のところ、売買業者サイトから開始したオンライン製品トランザクションの間に、銀行口座のような顧客の通常の口座から売買業者の口座への直接的な支払を可能にするためのメカニズムはない。

【0006】

50

これらの困難さのために、オンライン取引を理解する割合が低くなっている。

【課題を解決するための手段】

【0007】

第1の態様によれば、本発明は、オンライン製品トランザクションのためのオンライン支払を容易にするシステムであって、売買業者サイトを経て開始されるように構成され、且つ金融機関アプリケーションを経て売買業者口座への支払処理を可能にするために金融機関アプリケーションへの接続を与えるように構成されたインターフェイス手段を備え、金融機関アプリケーションは、支払の処理を可能にするためにセキュリティ手段を必要とし、前記接続は、顧客のコンピューティングシステムを経て前記セキュリティ手段を得ることができるように実施される、というようにされたシステムを提供する。

10

【0008】

“オンライン支払”とは、ネットワーク接続を通じて開始される支払を意味する。“オンライン製品トランザクション”とは、ネットワーク接続を通じて行われる製品についてのトランザクションを意味する。ネットワークは、何らかのコンピューティングシステム又は電話ネットワークでよい。“コンピューティングシステムネットワーク”は、コンピューティング装置のネットワークを含む。“コンピューティング装置”は、従来型のコンピュータ、PC、ラップトップ、及び移動通信装置、例えば、移動電話、パーソナルデジタルアシスタント、及びネットワークに接続できるいかなるコンピューティングシステムも含む。

【0009】

“製品トランザクション”とは、商品及び/又はサービスを含む任意の製品のトランザクションでよい。

20

【0010】

“売買業者サイト”とは、ネットワークを経て顧客に販売する製品をオファーするためにネットワークに接続可能なコンピューティングシステムにより形成されるコンピュータネットワークサイトである。“金融機関アプリケーション”は、銀行又は他の口座付与当局のような金融機関によって操作されるアプリケーションを含んでもよい。金融機関アプリケーションは、通常、ネットワークに接続してこの金融機関アプリケーションを利用できるようにする金融機関コンピューティングシステムにより提供される。

【0011】

オンライン製品トランザクションが行われる典型的なコンピュータネットワークは、インターネットである。インターネットは、多数の売買業者サイトをオファーし、顧客はこれにブラウザして、顧客が製品の購入を望むかどうか決定することができる。しかしながら、本発明は、インターネットのアプリケーションのみに限定されない。本発明は、金融機関へ接続するファシリティと共に、製品がオンラインで販売されるいかなるコンピュータネットワークにも適用できる。

30

【0012】

インターフェイス手段は、支払を“リアルタイム”で進行できるのが好ましい。これは、製品トランザクション中に支払を実行できるのが好ましい。

【0013】

支払は、保存価値方法(stored valued methodology)、例えば、金銭、ロイヤリティポイント等により行われてもよい。

40

【0014】

インターフェイス手段は、顧客が顧客コンピューティングシステムを操作することにより売買業者サイトを経て開始されるように構成されるのが好ましい。

【0015】

インターフェイス手段は、支払が行われたという確認を売買業者システムへ発生するように構成されるのが好ましい。この確認は、売買業者システムが製品トランザクションを完了できるようにするのが好ましい。このシステムは、支払が行われたという確認を発生するために金融機関コンピューティングシステムとの接続を確立するよう構成されるのが

50

好ましい。この接続は、売買業者サイトと金融機関コンピューティングシステムとの間に確立されるのが好ましい。この接続は、セキュアな接続であるのが好ましい。これは、好都合にも、支払確認を詐欺的に発生するのを回避し、それ故、詐欺的行為の機会を減少すると共に、金融機関コンピュータシステムにより確認が発生されたことを売買業者に保証する。

【 0 0 1 6 】

インターフェイス手段は、トランザクションの明細を得て、それら明細を金融機関アプリケーションに与え、支払を実行できるように構成されるのが好ましい。このトランザクションの明細は、支払の金額を含むのが好ましい。このトランザクションの明細は、トランザクションを識別するのに必要となる情報を含むのが好ましい。例えば、トランザクションの明細は、売買業者口座識別子を含んでもよい。

10

【 0 0 1 7 】

一実施形態では、インターフェイス手段は、既知の既存の金融機関アプリケーションとインターフェイスするように構成される。これらは、いわゆる“インターネットバンキング”サイトによって提供される金融機関アプリケーションを含む。

【 0 0 1 8 】

金融機関アプリケーションは、通常、顧客（金融機関に口座をもつことのできる）による第三者口座への支払のようなプロセスを実行する操作を行えるようにするために、セキュリティ手段を入力することを必要とする。1つの好ましい実施形態では、インターフェイス手段は、売買業者サイトでのトランザクションを容易にする顧客がそれらのセキュリティ手段（パスワード、PIN、又は他の形式のセキュリティ手段でよい）を入力できるようにするために、顧客のコンピューティングシステムを金融機関アプリケーションにインターフェイスする。

20

【 0 0 1 9 】

別の実施形態では、オンライン支払を容易にするためのシステムは、セキュリティ手段を金融機関アプリケーションに自動的に入力するように構成されたエージェントアプリケーションを備えている。このエージェントアプリケーションは、顧客のコンピューティングシステムからセキュリティ手段を得るように構成されるのが好ましく、セキュリティ手段は、顧客のコンピューティングシステムによりアクセスできる記憶位置に記憶される。セキュリティ手段は、暗号化形態で記憶されるのが好ましい。エージェントアプリケーションは、セキュリティ手段の解読を可能にするために、顧客の暗号化されたセキュリティ手段に対する暗号解読キーを得るように構成されるのが好ましい。エージェントアプリケーションは、本出願人の2002年2月14日に出願された出願中の国際特許出願第PCT/AU02/00150号に述べられたアクティブコンテンツエージェントと同様に動作できる。この文書の開示は、参考としてここに援用する。

30

【 0 0 2 0 】

このシステムは、トランザクションに対するトランザクション明細の記録を記憶するように構成されるのが好ましい。

【 0 0 2 1 】

このシステムは、トランザクションのトランザクション明細を記憶するように構成されたデータベースを更に含むのが好ましい。このデータベースは、売買業者及び/又は顧客がシステムを経て実行したトランザクションの経過を監視できるようにするために、売買業者及び/又は顧客によりアクセスすることができる。

40

【 0 0 2 2 】

本発明のシステムは、顧客のデビット又はクレジット口座から売買業者の指定口座へのトランザクションの支払を容易にするのに使用できるのが好ましい。

【 0 0 2 3 】

少なくとも好ましい実施形態では、本発明のシステムは、売買業者サイトにアクセスして製品を購入することを望む顧客がその製品について“リアルタイム”で支払できるという効果を発揮する。好ましい実施形態では、インターフェイス手段は、顧客システムを指

50

定の金融機関アプリケーションに接続し、該アプリケーションは、顧客が（インターフェイス手段の制御のもとで）顧客の口座（例えば、オンラインで利用できる標準的な小切手口座）から指定の売買業者口座へ支払を行えるようにする。次いで、システムは、支払が行われたことを売買業者に確認し、トランザクションを進めることができる（例えば、製品の配送を許可できる）。一実施形態では、上述したように、売買業者への支払がなされたことを確認するために売買業者サイトと金融機関コンピューティングシステムとの間にセキュアな接続がなされる。

【0024】

少なくとも好ましい実施形態では、支払している顧客の制御のもとでトランザクション支払が実行される。顧客は、セキュリティ手段（クレジットカード情報、口座識別情報等）を、通常取り扱いをする（金融機関アプリケーションにより）金融機関以外の他の第三者に与える必要はない。ユーザが信用しない売買業者にパスワードやクレジットカード番号を与える必要はない。次いで、売買業者は、製品を配送する前に支払がなされたことを知ることによって安心を得る。

10

【0025】

第2の態様によれば、本発明は、顧客と売買業者との間のトランザクションに対するオンライン支払を容易にする方法であって、オンライン売買業者サイトを経てのトランザクション中に、金融アプリケーションにアクセスし、その金融アプリケーションを利用して顧客の口座から売買業者の口座へ支払を行えるようにするステップを備え、金融機関アプリケーションは、前記支払の処理を可能にするためにセキュリティ手段を必要とし、更に
顧客のコンピューティングシステムを経て前記セキュリティ手段を得るステップも備えた方法を提供する。

20

【0026】

この方法は、金融アプリケーションを操作して支払を行う更に別のステップを含むのが好ましい。

【0027】

第3の態様によれば、本発明は、更に、本発明の第1の態様に基づくシステムを実施するためにコンピューティングシステムを制御するように構成されたコンピュータプログラムを提供する。

【0028】

第4の態様によれば、本発明は、本発明の第3の態様に基づくコンピュータプログラムを与えるコンピュータ読み取り可能な媒体を提供する。

30

【0031】

本発明の更に別の態様は、請求書のようなトランザクションのオンライン支払、及びピア対ピア支払に関連したのもでもよい。

【0032】

第6の態様によれば、本発明は、オンライン支払を容易にするためのシステムであって、システムメッセージにより開始されるように構成されると共に、支払手段への接続を与えて支払処理を行えるように構成されたインターフェイス手段を備えている。

【0033】

システムメッセージは、ネットワークを経て送信できるいかなるメッセージでもよい。システムメッセージは、eメールメッセージであるのが好ましい。

40

【0034】

それ故、好ましい実施形態では、一方の当事者が他方の当事者にeメールメッセージを送信ことができ、このeメールメッセージは、他方の当事者に支払の必要性を指示する。例えば、eメールメッセージは、公共サービスの請求書を含んでもよい。eメールは、例えば、売買業者サイトを経て支払手段に更に別の当事者を接続して、メッセージに回答して支払を行えるようにするリンクを含むのが好ましい。

【0035】

第7の態様によれば、本発明は、オンライン支払を容易にする方法であって、トランザ

50

クシオンに対する支払を開始するシステムメッセージを使用して、トランザクション支払者のコンピューティング装置を支払手段にリンクし、支払処理を行えるようにするステップを備えた方法を提供する。

【0036】

第8の態様によれば、本発明は、本発明の第6の態様に基づくシステムを実施するようにコンピューティングシステムを制御する命令を含むコンピュータプログラムを提供する。

【0037】

第9の態様によれば、本発明は、本発明の第8の態様に基づくプログラムを与えるコンピュータ読み取り可能な媒体を提供する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0038】

本発明の特徴及び効果は、添付図面を参照した実施形態の以下の詳細な説明から明らかとなる。

以下、添付図面を参照して本発明の一実施形態によるシステム及び方法を説明する。

【0039】

本発明のこの実施形態のシステム及び方法は、オンライントランザクションを容易にする。“オンライントランザクション”とは、ネットワークを経て行われるトランザクションを意味する。以下の説明に使用される例示的ネットワークは、インターネットである。本発明は、いかなるネットワーク環境に適用することもでき、インターネットを経ての適用に限定されない。

【0040】

この実施形態のシステムは、図示して以下に詳細に説明するインターフェイス手段を備え、このインターフェイス手段は、この実施例では、適当な通信手段3を経てインターネット2に接続された適当なサーバーコンピューティングシステム1により実施される。この実施例のインターフェイス手段は、サーバーコンピュータ1によりネットワークを経て利用できるように構成されたソフトウェアを備えている。

【0041】

又、図1には、売買業者コンピューティングシステム4も示されている。この売買業者コンピューティングシステム4は、インターネット2のウェブページ5にサービスして、例えば、販売のための製品をオファーできる売買業者サイトを提供するように構成された適当な形式のサーバーコンピューティングシステム4を含むことができる。この図には、単一の売買業者システム4が示されている。これは、インターネット2に接続するように構成された多数の既存の売買業者コンピューティングシステムを単に例示するものに過ぎない。本発明は、適当な売買業者システムを経て実施できると共に、おそらく、多数の売買業者システムにおいて実施することができよう。売買業者システム4は、ウェブページ5にサービスするように構成され、製品(商品及び/又はサービスを含む)に関する情報にアクセスできると共に、既知のやり方で製品を購入することができるウェブサイトが提供される。本発明のこの実施形態によれば、売買業者コンピューティングシステム4は、システム1により形成されるインターフェイス手段と共に動作するようにも構成される。

【0042】

又、図1には、顧客コンピューティングシステム6も示されている。これらの顧客コンピューティングシステム6は、適当なソフトウェア及びハードウェアを含む適当なコンピューティングシステムで構成することができ、この実施形態では、コンピュータ7、モニタ8、キーボード9及びマウス10を含むPCとして示されている。

【0043】

ユーザコンピューティングシステム6は、これがインターネット2を経てウェブページにブラウズ又はアクセスでき、例えば、売買業者システム4により与えられるウェブページ5にブラウズ又はアクセスできるようにするブラウザ又は他のソフトウェア11を備えている。ブラウザは、既知である。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 4 】

図 1 には、3つのユーザコンピューティングシステム 6 が示されている。これは、単に例示のために過ぎない。良く知られたように、インターネットのようなネットワークに接続するように構成された多数の顧客コンピューティングシステムがあり、例えば、顧客は、種々の売買業者サイト（及び他のウェブページ）にブラウズして、購入のための製品を選択することができる。本発明のこの実施形態は、多数の顧客コンピューティングシステム及び多数の顧客に対して実施することができる。

【 0 0 4 5 】

従来、顧客がインターネットにアクセスして売買業者サイトを見るときには、それらのブラウザが適当なウェブページを取り上げ、そしてユーザがウェブページを調査して適当な商品を購入のために選択する（“ショッピングバスケット”により）。購入を進めるために、顧客は、次いで、支払明細を売買業者サイトに提示しなければならない。これは、最も一般的には、クレジットカード明細を提示することにより行われる。上述したように、大勢の人々は、クレジットカード明細を売買業者サイトに提示することに気が進まない。

10

【 0 0 4 6 】

大多数の顧客は、銀行のような金融機関に口座を保持している。大多数の金融機関は、オンラインで利用できるサービスをオファーする。これらのサービスは、顧客の口座記録へのアクセスを含むことができる。又、それらは、顧客がその口座から第三者に直接支払いできるようにするファシリティも含むことができる。例えば、金融機関は、オンライン金融アプリケーションをオファーすることができ、このアプリケーションは、口座明細又は口座識別がこのアプリケーションに与えられた第三者へ顧客が自分の口座から支払いできるようにする。第三者の口座明細又は識別は、口座番号、第三者が口座を持っている金融機関、及び他の必要な明細を含んでもよい。

20

【 0 0 4 7 】

図 1 には、金融機関のサーバーコンピューティングシステム 1 2 が示されている。金融機関のサーバーコンピューティングシステム 1 2 は、インターネット 2 に対するウェブページ 1 3 にサービスするように構成される。ウェブページ 1 3 は、顧客口座記録へのアクセスを許したり口座の移管や他の機能を行ったりするための金融アプリケーションを動作できるようにする。このようなアプリケーションは、既知である。

30

【 0 0 4 8 】

単一の金融機関サーバーコンピュータ 1 2 しか図示されていない。金融アプリケーションを促進するためにウェブページにサービスするように構成された多数の金融機関が存在し得ることが明らかである。本発明は、多数のこのような金融機関アプリケーションに使用することができ、単一のサーバーコンピュータ 1 2 は、例示の目的で示されているに過ぎない。

【 0 0 4 9 】

本発明のこの実施形態のシステムは、この実施形態ではサーバーコンピューティングシステム 1 により与えられるソフトウェアアプリケーションの形態であるインターフェイス手段を備えている。このインターフェイス手段は、金融サーバーコンピュータ 1 2 により与えられる金融機関アプリケーションに接続するように動作し、売買業者システムに関連した売買業者の口座への支払を可能にする。

40

【 0 0 5 0 】

この実施形態では、本発明のシステム 1 は、システム 1 を経て行われるトランザクションの記録を記憶するためのトランザクション記録データベース 1 5 と、以下に詳細に述べるように、暗号化された顧客セキュリティ手段を暗号解読するための暗号解読キーを記憶する暗号解読キーデータベース 1 6 も備えている。本発明のシステム 1 は、適当なコンピューティングハードウェア及びソフトウェアにより実施されてもよい。データベース 1 5 及び 1 6 は、別々に示されているが、結合ハードウェア/ソフトウェアにより実施されてもよい。

50

【 0 0 5 1 】

又、顧客コンピューティングシステム 6 は、デジタルセーフ 1 7 及び “ アクティブコンテンツエージェント ” エンジン 1 8 の形態のソフトウェアも含むことができる。これらの機能は、以下に詳細に述べる。

【 0 0 5 2 】

本発明の実施形態のオペレーションは、図 4 から 7 のコンピュータスクリーン表示例を参照して一例として説明する。スクリーン表示例は、MICROSOFT (登録商標) ツールバーレイアウト及び “ ルックアンドフィール ” を有する。本発明は、このフォーマットに限定されず、適当なフォーマットを使用することができる。添付図面中にブランド名及び商標が示されている場合に、それらが単なる例示に過ぎず、本発明を何ら限定するものではないことに注意されたい。

10

【 0 0 5 3 】

図 2 から 7 に示すコンピュータスクリーン表示例は、顧客システム 6 のモニタ 8 に現われる表示である。

【 0 0 5 4 】

図面を参照すれば、顧客コンピュータ 6 は、売買業者コンピューティングシステム 4 によりサポートされたウェブページ 5 により与えられる売買業者サイトにアクセスする。この図では、売買業者サイトは、デジタルビデオディスク (DVD) を販売のためにオフアーする。顧客は、売買業者サイトにブラウズし、1 つ以上の DVD を購入のために選択することができる。次いで、顧客は、売買業者サイトの「支払」ページへと進み、支払ページ 2 0 が図 2 に示されている。支払ページは、売買業者ブランド名 2 1 (この場合は、Price Buster DVD's (Pty) Ltd) を表示する。又、支払ページ 2 0 は、支払方法を選択するように顧客に命令する (2 2)。支払ページ 2 0 において利用できる支払方法は、クレジットカード 2 3 により支払うという従来の支払方法を含む。又、本発明の実施形態に基づく支払システム及び方法により売買業者に支払うオプション 2 4 も含む。支払方法 2 4 は、ブランド名 “ e Wise Pay 3 P ” 2 5 で示されている。これは、ブランド名だけである。支払方法のブランド名又は他の呼称を使用してもよい。売買業者への支払を容易にするための金融機関アプリケーションを選択するのにドロップダウンメニュー 2 6 を使用できる。

20

【 0 0 5 5 】

又、このページは、“請求者コード” 2 7 及び “金額” 2 8、並びにトランザクション “参照” 2 9 も含む。この情報の幾つか又は全部がページ 2 0 に示されてもよいし、そうでなくてもよい。例えば、別の実施形態では、請求者コード 2 7 が示されず、むしろ、データベースに記憶されてそこから検索されてもよい。

30

金額 2 8 は、顧客が売買業者へ支払う必要のある金額である。

【 0 0 5 6 】

図 3 は、支払ページ 2 0 の更に別の図で、ドロップダウンメニュー 2 6 の細部を示している。これから明らかなように、顧客が選択できる金融機関アプリケーションは多数ある (この場合は 4)。いかなる数の金融アプリケーションが選択のために設けられてもよいことに注意されたい。これは、本発明に使用することが許された金融機関アプリケーションの数、及び利用できる金融機関アプリケーションの数にも依存する。

40

【 0 0 5 7 】

顧客は、売買業者への支払のために金融機関アプリケーション 2 6 の 1 つを選択する (顧客は、通常、口座を持っている金融機関の金融機関アプリケーションを選択する)。この選択で、本発明のシステム 1 のオペレーションが開始される。システム 1 は、“支払ゲートウェイ” 表示 3 0 (図 4) を与える。この支払ゲートウェイ 3 0 は、ユーザコンピュータ 6 上の個別のブラウザウインドウにおいて開く (同じブラウザウインドウにおいて開いてもよいことに注意されたい)。ページ 3 0 は、本発明に基づきシステム 1 によりサービスされる。支払ゲートウェイ表示 3 0 は、システムを配備している金融機関のブランド 3 1 を表示する。このブランドが表示されるかどうかは、任意である。

50

【 0 0 5 8 】

支払ゲートウェイページ 30 には、他の情報も表示できる。図 4 には、“ 売買業者名 ” 32、“ 参照 ” 33 及び支払金額 34 が示されている。“ 支払金額 ” 情報は、行われる支払いの形式を含み、この特定の実施例では、ダイレクトデビットである。支払ゲートウェイページ 30 には、必要に応じて、更に別の又は代替的信息が含まれてもよいことに注意されたい。

【 0 0 5 9 】

この実施形態では、システム 1 は、選択された金融機関アプリケーションへのインターフェイスを与えるためにソフトウェアエージェントの形態のソフトウェアアプリケーションを使用する。システム 1 が支払方法 24 の選択及び金融機関アプリケーションの選択により開始されると、ソフトウェアエージェントは、インターネット 2 をナビゲートして、金融機関システム 12 及びこの金融機関システムによりサービスされるウェブサイト 13 を探索する。次いで、ソフトウェアエージェントは、顧客コンピュータ 6 を金融機関のウェブサイトに接続し、顧客が金融機関アプリケーションに接続できるようにする。この実施形態では、エージェントアプリケーションは、売買業者システムから支払明細を抽出して、それら支払明細を金融機関アプリケーションに与えるようにも構成される。

【 0 0 6 0 】

エージェントアプリケーションが金融機関システム 12 へナビゲートすると、顧客コンピュータシステム 6 に対して適当なウェブページ 13 がサービスされる。図 5 は、1つの特定の金融機関アプリケーションにより与えられる“ 顧客サインイン ” ページ 35 の一例を示す。このページは、ある情報を含むと共に（情報は、アクセスされる金融機関アプリケーションに基づく）、金融機関アプリケーションにアクセスできるようにするためにセキュリティ手段の入力を要求する“ 顧客サインイン ” 区分 36 も含む。金融機関アプリケーションは、既存のアプリケーションであることに注意されたい。本発明のこの実施形態のエージェントアプリケーションは、売買業者サイトからナビゲートされるべき金融機関アプリケーションを選択する以外の顧客によるアプリケーションを要求せずに、顧客コンピュータ 6 を既存の金融機関アプリケーションに自動的にインターフェイスしている。図 5 は、金融機関アプリケーションの一例を示すだけであり、本発明は、いかなる金融機関アプリケーションにも使用できることに注意されたい。

【 0 0 6 1 】

プロセスにおける次のステップは、顧客がそれらのセキュリティ手段を顧客サインイン区分に入力することである。この例では、セキュリティ手段は、顧客番号 37 及びパスワード 38 を含む。セキュリティ手段は、金融機関アプリケーションにより要求されるセキュリティ手段に基づいて、いかなる形式のセキュリティ手段を含んでもよい。

【 0 0 6 2 】

以下に述べる別の実施形態において、本発明のシステムは、金融機関アプリケーションにセキュリティ手段を自動的に与えることに注意されたい。しかしながら、ここに示す実施形態では、顧客がそれ自身でセキュリティ手段を与える。

【 0 0 6 3 】

売買業者サイトにはセキュリティ手段が与えられない。むしろ、顧客は、セキュリティ手段を金融機関アプリケーションに直接与える。これは、顧客が安心して行える重要なものである。それ故、売買業者が金融機関アプリケーションを経て顧客の口座へ不法にアクセスするおそれはない。金融機関アプリケーションを経ての売買業者への支払は、顧客の制御のもとで行われ、売買業者システムとは個別である。

【 0 0 6 4 】

セキュリティ手段が入力されると、金融機関アプリケーションは、売買業者への支払を可能にするように動作する。エージェントアプリケーションは、サイトを適当なページへ自動的にナビゲートする。図 6 を参照すれば、金融機関システム 12 により顧客コンピュータ 6 に対してページ 40 がサービスされる。ページ 40 は、この例では、顧客が金融機関に有している口座から売買業者の口座（同じ金融機関でもよいし別の金融機関でもよい

10

20

30

40

50

)への支払の明細を入力できるようにする。この例では、ページ40は、“支払元”口座41、“支払者名”42、支払に関する“記述”43のような情報を含む。又、ページ40は、売買業者の“口座名”44を含む売買業者支払明細に関する情報、この例では“BSB番号”45を含む現在識別情報、及び“口座番号”46も含む。又、“記述”47も含み、これは、この場合、売買業者サイトに参照番号29として現われ且つ支払ゲートウェイに参照番号33として現われて、本発明のシステム1にトランザクションを識別する参照33である。又、この情報は、支払うべき“金額”も含む。

【0065】

本発明のこの実施形態では、上述したように、エージェントアプリケーションは、売買業者サイトから支払明細を得る。又、売買業者サイト又は顧客コンピュータ或いはシステムデータベースから支払者の明細を得ることもできる。ここに示す例では、エージェントアプリケーションにより得られた明細は、金融機関アプリケーションへ自動的に入力される。これらの明細は、支払者名42、アイテムの記述43、売買業者の口座番号44、BSB番号45、口座番号46、記述47及び金額48を含む。これらの明細を金融機関アプリケーションに自動的に入力する1つの効果は、顧客のエラーのおそれなく正確なことである。従来、顧客は、ユーザーミナル6を経て明細を入力し、これがしばしばエラーを引き起こすことがある。エージェントアプリケーションは、特定の金融機関アプリケーション関連した明細を得るように構成される。それ故、エージェントアプリケーションは、先ず、売買業者サイトにおいてどの金融機関が選択されたか決定し、次いで、その金融機関アプリケーションに必要なであると分かっている明細を売買業者サイト及び(もし必要であれば)顧客コンピューティングシステム6から得ることにより動作する。

【0066】

顧客の口座41は、顧客により選択されてもよいし、或いは顧客コンピュータにより与えられる情報に基づいてエージェントアプリケーションにより自動的に選択されてもよいことに注意されたい。

【0067】

このページ及び他のページは、エージェントにより完全に自動化される場合には、ユーザに視覚表示されなくてもよいことに注意されたい。

【0068】

支払明細を提示しそして売買業者への支払を金融機関アプリケーションにより処理するのに続いて、本発明のシステム1は、“支払受領”ページ50(図7)を形成する。このページは、最初の支払ゲートウェイページ30と同様である。しかしながら、これは、更に別の明細を含む。より詳細には、これは、支払がなされた日時51を含む。行われた支払の金額及び日付を確認する(52)。受領に関する情報53を与え、これは、システム1により売買業者システム4へ供給される。又、これは、支払元口座の詳細、及び金融機関サイトからエージェントが自動的に抽出した金融機関受領書番号を与える更に別の参照情報54も含む。それ故、売買業者は、トランザクションに必要な資金が売買業者の口座へ支払われた公式受領書を受け取る。それ故、売買業者は、顧客が既に支払をしたことを安心して知った上で顧客への製品の配送を編成することができる。一実施形態では、このシステムは、売買業者へ詐欺的受領書が送られるおそれを減少又は回避するプロセスを実施する。この実施形態では、顧客システム6は、金融機関システム12が受領書ページ50を発行する前に売買業者サーバー4へ関連セッション情報を転送する。次いで、売買業者システム4は、それ自身のセキュアソケットレイヤー(SSL)セッションを、金融機関システム12と直接的に又は顧客システム6を経て確立し、金融機関システム12と売買業者システム4との間に端-端SSLセッションを与える。SSL通信は、既知である。金融機関システム12との顧客の既存のセッションを維持してもよい。売買業者システム4は、金融機関サーバー12との直接SSLセッションを有するので、売買業者は、彼らが受け取る受領書情報が、金融機関により与えられるもので、詐欺的なプロセス、例えば、詐欺的な顧客システムにより与えられるものではないことを保証できる。

【0069】

10

20

30

40

50

売買業者システム 4 と金融機関システム 1 2 との間に付加的な / 別の通信チャンネルを確立する場合に、顧客が彼等の認証明細を売買業者システム 4 に開示する必要がない。

【 0 0 7 0 】

一実施形態では、支払確認明細が金融機関によりデジタルでサインされてもよい。金融機関が支払確認にデジタルでサインする場合には、本発明のシステム 1 は、そのサインを検証して、売買業者への通知の前にその有効性を保証する。

【 0 0 7 1 】

“ 売買業者へ復帰 ” ボタン 5 5 は、顧客が売買業者サイトへ復帰するために設けられていることに注意されたい。

【 0 0 7 2 】

図 8 は、売買業者システム 4 を経て見ることのできるコンピュータディスプレイスクリーンの一例であり、システム 1 のデータベース 1 5 に記憶されたトランザクション記録の記録ページ 6 0 を示す。システム 1 は、システム 1 を経て行われたトランザクションのトランザクション記録を売買業者が見ることができるように売買業者システム 4 のページ 6 0 にサービスする。

【 0 0 7 3 】

記録は、ページ 6 0 に便利な形態で表わすことができる。この例では、記録は、“ 請求者コード ” 6 1、“ 請求者名 ” 6 2、“ 参照 ” 6 3、“ 経由支払口座 ” 6 4、“ コメント ” 7 0、“ 支払額 ” 6 6、“ 支払日 ” 6 7、及び“ 受領書番号 ” 6 8 のような情報を含む。

【 0 0 7 4 】

又、記録は、顧客がシステム 1 を経て支払ったトランザクションを見ることができるよう顧客コンピュータサーバーによりアクセスするように設けられてもよい。

【 0 0 7 5 】

上述した実施形態では、顧客は、金融アプリケーションにアクセスできるようにするために自分のセキュリティ手段を思い出して入力することが期待される (図 5)。別の実施形態では、本出願人の出願中の国際特許出願第 P C T / A U 0 2 / 0 0 1 5 0 号に開示された技術を使用して、エージェントアプリケーションが顧客のセキュリティ手段を自動的に得て、それらを金融機関アプリケーションに入力することができる。

【 0 0 7 6 】

図 1 を参照すれば、この別の実施形態において、顧客コンピュータシステム 6 は、デジタルセーフ 1 7 及び A C A 即ち “ アクティブコンテンツエージェント ” エンジン 1 8 を含むソフトウェアを備えている。デジタルセーフ 1 7 は、金融機関アプリケーションへの入力を可能にするためにユーザのセキュリティ手段を暗号化形態で記憶する (適当な暗号化技術を使用して)。本発明のシステム 1 のデータベース 1 6 は、デジタルセーフ 1 7 における暗号化されたセキュリティ手段を暗号解読するために暗号解読キーを記憶する。

【 0 0 7 7 】

又、オペレーション中に、金融機関アプリケーションへのインターフェイスを実施するエージェントアプリケーションは、顧客コンピュータ 6 のデジタルセーフ 1 7 からセキュリティ手段 1 7 を得るようにも構成される。エージェントアプリケーションは、先ず、顧客コンピュータの認識を決定し、次いで、デジタルセーフ 1 7 の暗号コードを暗号解読するように構成された暗号解読キーをデータベース 1 6 から得ることにより、これを行う。登録プロセスの一部として、顧客は、システム 1 により暗号化されたパスワードのようなセキュリティ手段を有すると共に、暗号キーデータベース 1 6 に記憶されたユーザコンピュータ 6 のための暗号解読キー 1 6 へエージェントアプリケーションがアクセスできるようにするためのパスワードが与えられる。顧客は、エージェントアプリケーションがデジタルセーフ 1 7 から金融機関アプリケーションのためのセキュリティ手段を自動的に得ることができるように、ゲートウェイへパスワードを入力することが要求されてもよい。

【 0 0 7 8 】

A C A エンジン 1 8 は、エージェントアプリケーションが金融機関アプリケーションに

10

20

30

40

50

とって正しいエージェントアプリケーションであるかどうか、そしてデジタルセーフ17に対して顧客コンピュータ6へアクセスすることが許されるかどうか決定する。エージェントアプリケーションには、ACAエンジンが許可のために使用できるデジタル証明書を与えることができる。ACAエンジンは、次いで、エージェントアプリケーションがデジタルセーフ17にアクセスして特定の金融アプリケーションに対して必要なセキュリティ手段を暗号解読することができる限り、エージェントアプリケーションを実行する。ユーザがそれらのセキュリティ手段を金融機関アプリケーションに入力することが期待される段階では(図5)、これがエージェントアプリケーションにより自動的に入力される。従って、プロセスの残りは、上述した実施形態と同じである。セキュリティ手段がエージェントアプリケーションにより暗号解読されると、暗号解読キーが破棄され、将来のオペレーションに対して暗号解読データベース16から再び得なければならない。

10

【0079】

図9は、上述した実施形態のオペレーションを示す概略的フローチャートである。ステップ70において、顧客が売買業者サイトにアクセスする。ステップ71において、本発明のシステムが動作され、そして支払ゲートウェイが顧客のコンピュータに呼び出される。ステップ72において、ゲートウェイがエージェントアプリケーションのオペレーションを実施する。ステップ73において、エージェントアプリケーションは、ユーザコンピュータを、選択された金融機関アプリケーションに接続する。ステップ74において、ユーザ又はエージェントがセキュリティ手段及び支払明細を金融機関アプリケーションに入力する。ステップ75において、金融機関アプリケーションは、支払を処理する。ステップ76において、エージェントは、支払の確認を売買業者サイトへ与え、そしてトランザクション記録をデータベースに記憶する。上述したように、売買業者サイトへの支払の確認は、売買業者システムと金融機関システムとの間のセキュアな接続により行うことができる。

20

【0080】

実施形態の前記説明は、本発明の1つの特定の実施を示す。本発明は、この特定の実施に制限されず、多数の異なる方法で実施できる。例えば、上述したエージェントアプリケーションは、支払情報を金融機関ウェブサイト自動的に充填する。これは、必ずしも必要でない。別の実施形態では、エージェントアプリケーションは、顧客を金融機関アプリケーションに単に接続し、そして顧客が詳細を充填する。次いで、エージェントは、受領書を抽出し、支払完了を売買業者に通知する。本発明の1つの効果は、インターフェイス手段を、既存の金融機関アプリケーションとインターフェイスさせるように適応できることである。それ故、ユーザが第三者に支払できるようにする多数の金融機関アプリケーションが既に存在することから効果を得ることができる。しかしながら、本発明は、既存の金融機関アプリケーションに使用することに制限されない。金融機関アプリケーションは、例えば、本発明のシステム及び方法に使用するように特に設計できる。又、本発明は、本発明の実施に続いて設計される金融機関アプリケーションに明らかに使用できよう。

30

【0081】

添付図面に示されたコンピュータ表示ページは、1つの特定形態の特定の実施例に関連して説明した。本発明は、この形態に限定されない。適当な形態又はフォーマットを本発明に使用することができる。更に、特定の実施形態に示された情報とは異なる情報を使用できると共に、本発明に使用されたページにおいて示すことができる。

40

【0082】

好ましい実施形態の前記説明では、本発明を利用する顧客がそれら自身のコンピューティングシステムから売買業者サイトにアクセスすると仮定した。しかしながら、本発明は、これに限定されない。顧客が、ネットワークに接続できるコンピューティングシステムからアクセスすることも考えられる。

【0083】

好ましい実施形態の前記説明では、システムのエージェントアプリケーション及び他のコンポーネントが、適当なハードウェアによりサポートされる適当なソフトウェアで実施

50

される。本発明を実施できるソフトウェア/ハードウェア混合物は、本発明の範囲内に包含される。

【0084】

上述した実施形態では、金融機関システムが、インターネットによりアクセスできるウェブサイトを提供する。本発明は、インターネットウェブサイトによりアプリケーションへのアクセスを与える金融機関に使用することに限定されない。ネットワークから金融機関に接続する他の方法を本発明に使用してもよい。例えば、本発明のシステム1は、ある場合には、金融機関への直接接続をもつことができ、この直接接続は、金融機関アプリケーションへの接続が必要とされるときに実施される。更に、ネットワークは、インターネットに限定されない。本発明は、いかなる適当なネットワークを経て実施されてもよい。

10

【0085】

一般に、本発明は、支払手段に接続して売買業者口座への支払の処理を実行できるように構成されたインターフェイス手段を提供する。少なくとも好ましい実施形態では、これは、顧客により売買業者へセキュリティ手段を与える必要なく実行される。

【0086】

上述した実施形態では、顧客の口座は、デビット口座である。本発明は、デビット口座に使用することに限定されない。口座は、いかなる形式の口座でもよい。例えば、口座は、クレジットカード口座でもよく、クレジットカードの明細が売買業者へのクレジット処理のために金融機関アプリケーションに与えられる。

【0087】

20

本発明の変形例において、オンライン支払は、顧客が最初に売買業者サイトへアクセスすることを必要とせずに、容易にすることができる。この変形例では、ピア対ピア支払を容易にできると共に、請求書支払を容易にすることもできる。その実施は、本発明の第1実施形態に関連して上述した実施と同様である。しかしながら、売買業者サイトにより支払を開始するのではなく、システムメッセージにより開始される。システムメッセージは、eメールメッセージでよい。顧客は、eメールメッセージを受信し、そしてeメールメッセージは、図4を参照して述べたシステムゲートウェイへのリンクを含む。その相違は、リンクがeメールメッセージ内にあって、売買業者サイトにないことであるが、オペレーションは同様である。支払されるべき個人の明細は、eメール又はシステムデータベースから抽出することができる。

30

【0088】

支払されるべき個人は誰でもよい。例えば、公共料金請求書を送付する公共サービスプロバイダーでよい。支払者から口座への支払を単に要求する別の個人でもよい。

【0089】

当業者であれば、本発明の範囲内で変更や修正がなされ得ることが明らかであろう。

【図面の簡単な説明】

【0090】

【図1】本発明の実施形態に基づくシステムの動作を説明するための概略図である。

【図2】本発明の実施形態のオペレーションを説明するためのコンピュータスクリーン表示を示す図である。

40

【図3】本発明の実施形態のオペレーションを説明するためのコンピュータスクリーン表示を示す図である。

【図4】本発明の実施形態のオペレーションを説明するためのコンピュータスクリーン表示を示す図である。

【図5】本発明の実施形態のオペレーションを説明するためのコンピュータスクリーン表示を示す図である。

【図6】本発明の実施形態のオペレーションを説明するためのコンピュータスクリーン表示を示す図である。

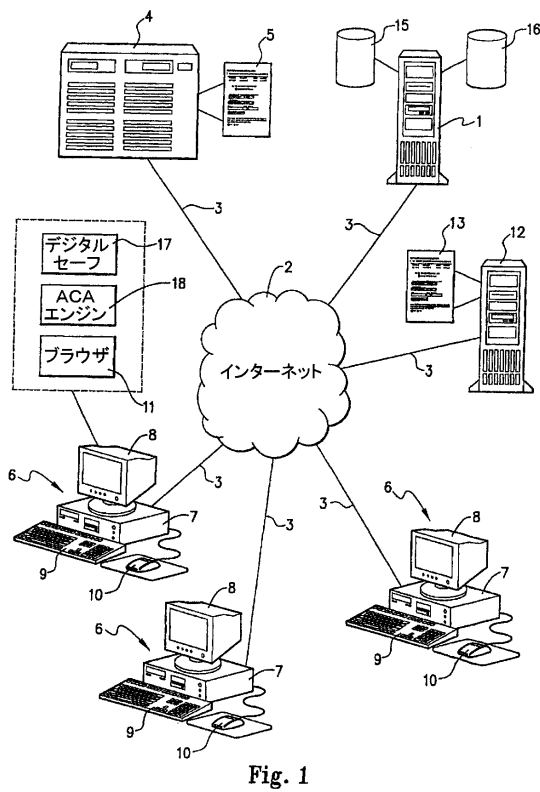
【図7】本発明の実施形態のオペレーションを説明するためのコンピュータスクリーン表示を示す図である。

50

【図8】本発明の実施形態に基づいて作成できるトランザクションデータ記録を示すコンピュータスクリーン表示を示す図である。

【図9】本発明の実施形態に基づくプロセスを示すフローチャートである。

【図1】



【図2】

Price Buster DVD's (Pty) Ltd.

支払方法の選択
Please enter your payment details below. We accept all major credit cards as well as Direct Payments from your chosen bank account through the eWISE PAY 3P SYSTEM which gives you the flexibility of paying for your purchase directly from your account or through ePay with a single click. Since the transaction is processed directly from your bank's online banking website there is no disclosure of any of your information through to any third party.

支払方法
 Visa™
 eWISE PAY 3P

クレジットカードNo.

満了日 01/2002

カード所持者名

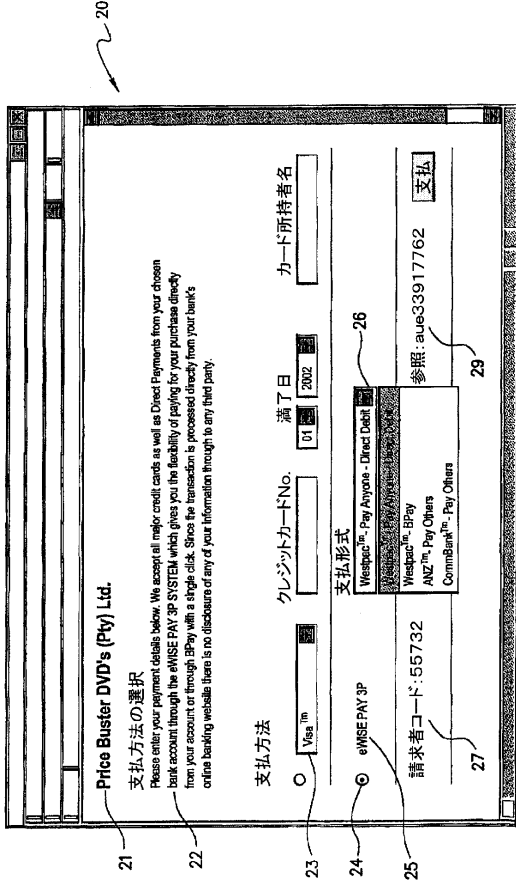
支払形式
 Westpac's Pay Anytime - Direct Debit

請求者コード: 55732 金額: \$34.95 参照: aue33917762

支払

Fig. 2

【 図 3 】



【 図 4 】

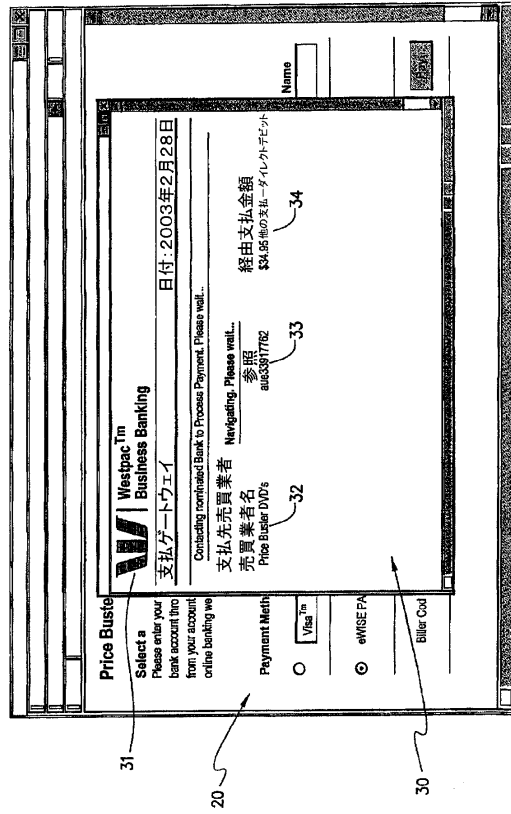


Fig. 3

Fig. 4

【 図 5 】

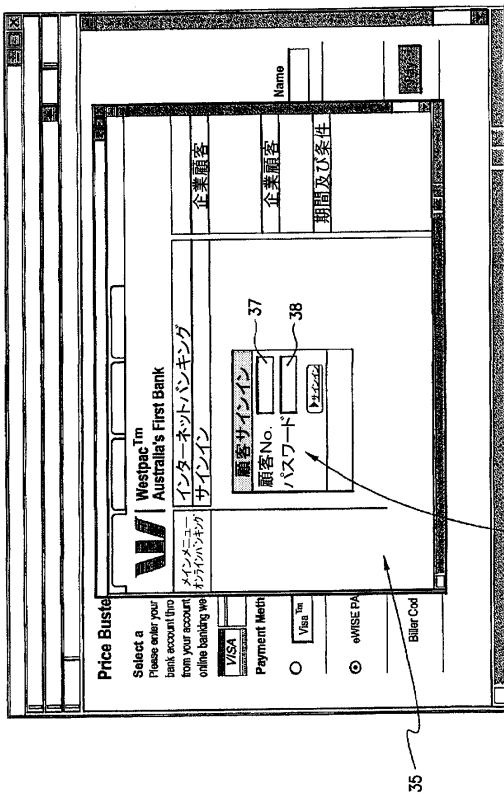


Fig. 5

【 図 6 】

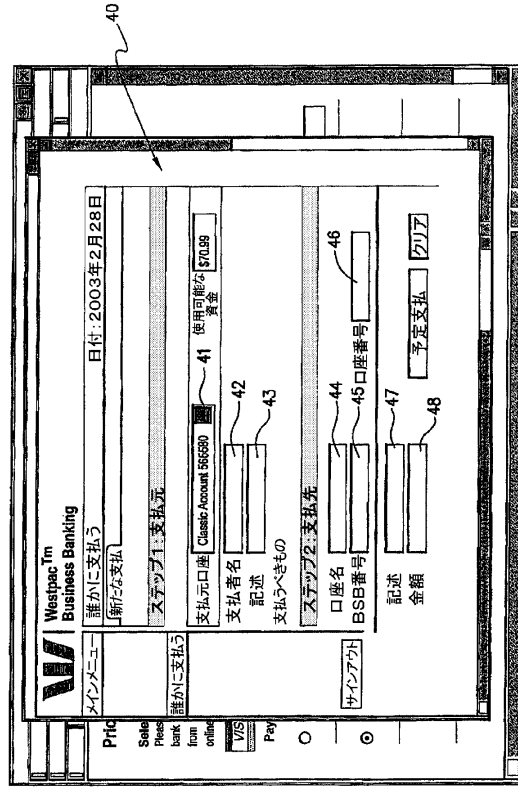


Fig. 6

【 図 7 】

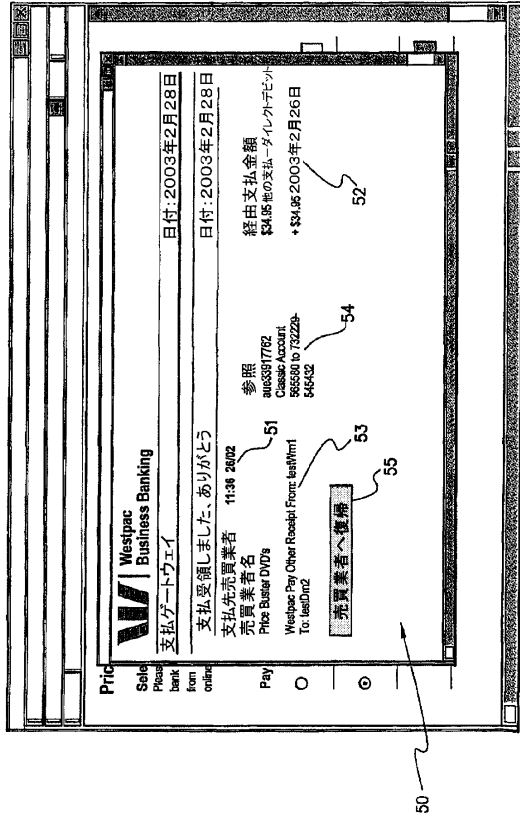


Fig. 7

【 図 8 】

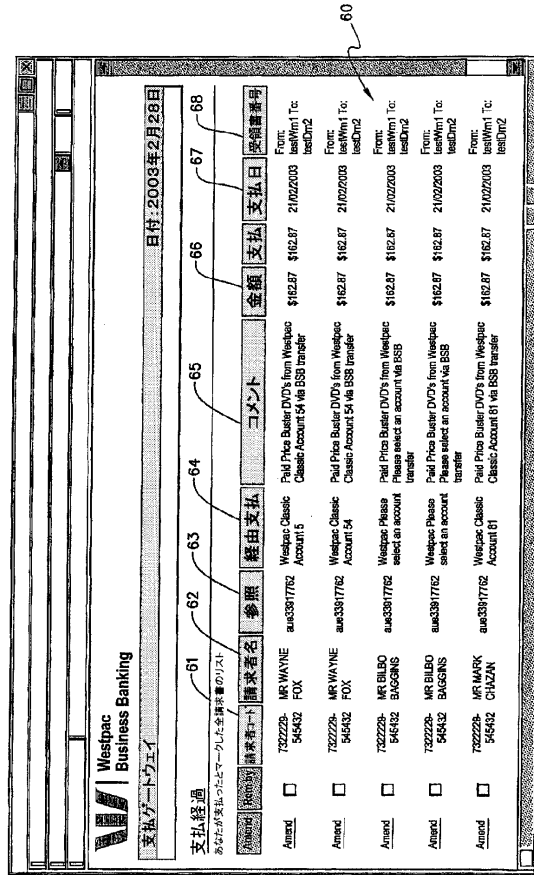


Fig. 8

【 図 9 】

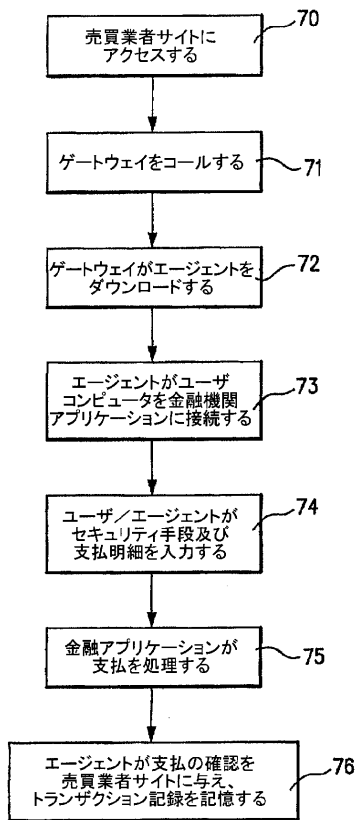


Fig. 9

フロントページの続き

- (72)発明者 グリンバーグ アレクサンダー
オーストラリア ニュー サウス ウェールズ 2060 ノース シドニー アーサー ストリ
ート 132 レヴェル 14
- (72)発明者 コントロヴィッチ マイケル
オーストラリア ニュー サウス ウェールズ 2060 ノース シドニー アーサー ストリ
ート 132 レヴェル 14
- (72)発明者 レイバーン コリン
オーストラリア ニュー サウス ウェールズ 2060 ノース シドニー アーサー ストリ
ート 132 レヴェル 14
- (72)発明者 チェイザン マーク
オーストラリア ニュー サウス ウェールズ 2060 ノース シドニー アーサー ストリ
ート 132 レヴェル 14

審査官 阿波 進

- (56)参考文献 特開平11-102404(JP,A)
特開平11-219389(JP,A)
特表2002-543541(JP,A)
特表2003-508838(JP,A)
特開2001-216461(JP,A)
国際公開第02/065352(WO,A1)
特表2002-528819(JP,A)
特表2003-501725(JP,A)
米国特許出願公開第2003/0093367(US,A1)
RAPOSO, Juan et al., "A Web Agent for Automating E-Commerce Operations", Proceedings o
f the 2003 IEEE International Conference on E-Commerce (CEC 2003), 2003年 6月2
4日, pp. 16-19.

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 20/00,30/00,40/00